

草津ブランド認証商品
募集のご案内

草津ブランド

KUSATSU
shiga

草津の魅力的な

逸品を募集します。

広大な琵琶湖の恵みに育まれ、その立地から交通の要衝として古くから栄えて来た宿場町・草津。受け継がれてきた古いものと、交流の中で生まれる新しいものが共存して作り上げられた魅力的な特産品の数々。そんな「草津らしい」逸品を後世に残し、伝え、育てていくために、「草津ブランド」は認証制度を設けています。草津の農水産物・加工品・工芸品を対象とし、新たな「草津ブランド」を募集します。

認証商品募集期間

令和七年八月一八日(月)

～令和七年九月三十日(火)

草津ブランド認証

本市の特色ある農水産物や工芸品、名産品を活用し、『草津ブランド』として確立することにより、個々の商品に高い付加価値をつけ、地域経済の活性化を図ります。また、その魅力を発信することで、本市のイメージ向上に繋げるため、「草津市らしい」特色のある『草津ブランド』の認証を農商工の連携により進めていきます。『草津ブランド』認証商品には、草津ブランド認証ロゴマークを付与し、草津ブランド市での出店やパンフレット・ホームページ等への掲載など、販売促進のバックアップを行います。

草津ブランド認証基準



草津ブランド認証マーク

草津市で生産、製造もしくは加工している、または主たる原材料に草津市産のものを使用していることなど、「コンセプト」、「独自性」、「信頼性」、「市場性」、「将来性・主体性」の5つの視点から審査します。

※詳しい内容は、草津市役ホームページに掲載の「草津ブランド認証登録応募要項」をご確認ください。

審査対象

- (1) 一次産品 米穀類、野菜類、花き類、畜産その他これらに類するもの
- (2) 加工品 麺類、野菜加工品、果実等加工品、調味料、畜産加工品、菓子類、水産加工品、飲料その他これらに類するもの
- (3) 工芸品 織物、染色品、木工品、金工品、その他これらに類するもの

草津ブランド認証申込み方法

ご希望の方は、下記 URL より応募用紙をダウンロードし、印刷・ご記入の上、草津ブランド推進協議会事務局までご持参、もしくは郵送ください。 ※当日消印有効
商品申請後、草津ブランド推進協議会で認証審査を実施いたします。

エントリー募集期間：令和7年8月18日(月)～令和7年9月30日(火)

●お申込み用紙・草津ブランド認証登録応募要項は草津市役所ホームページからダウンロードください

[草津ブランド認証のお問い合わせ・お申込み先]

草津ブランド推進協議会（草津市役所商工観光労政課）

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

TEL077-561-2351 FAX077-561-2486

※提出いただいた個人情報につきましては、草津ブランド認証事業でのみ使用させていただきます。